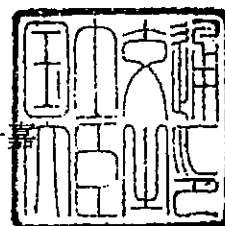


認 定 書

国住指第 3312 号
令和 2 年 2 月 3 日

タキロンシーアイ株式会社
代表取締役社長 COO 齋藤 一也 様

国土交通大臣 赤羽 一嘉



下記の構造方法等については、建築基準法第 68 条の 25 第 1 項（同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第 62 条及び同法施行令第 136 条の 2 の 2 第一号（防火地域又は準防火地域内の建築物の屋根（不燃性の物品を保管する倉庫等））の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号
DW-0135
2. 認定をした構造方法等の名称
ポリカーボネート系樹脂板表張／アルミニウム合金製屋根
3. 認定をした構造方法等の内容
別添の通り

（注意）この認定書は、大切に保存しておいてください。